テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十六　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十七　地域鉄道支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十八　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十九　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十六　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十七　地域鉄道支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十八　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十九　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十　災害廃棄物処理事業に要する経費があること。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第一項に該当する市町村について、国の補助金を受けて施行する災害廃棄物処理事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額と第三条第一項第一号ロの表第三号及び第五条第一項第一号ロの表第三号の規定により特別交付税の算定の基礎とした額の合算額を控除した額に〇・五七を乗じて得た額とする。

四十一　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。